

# 第14回総会 議事録

開催日時 令和3年8月30日(月曜日) 午後1時35分

開催場所 小松島市役所 4階大会議室

## (農業委員)

1 番 一柳 泰徳	3 番 錦野 伸策	6 番 栗本 謙二	7 番 廣田 由美
8 番 豊田 泉朱	9 番 谷崎 賢二	12 番 増井 道宏	13 番 服部 雅基
14 番 川瀬 益栄	16 番 關 藤子	18 番 高井 トミエ	19 番 青木 正廣

## (農業委員の欠席者)

2 番 竹内 信行	4 番 谷崎 徹	5 番 金西 章	10 番 矢野 伸二
11 番 江崎 恵子	15 番 船越 康博	17 番 森 博之	

## (出席者)

局長 前田 秀和 次長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

## 議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第4号 農地法第5条許可後の事業計画の変更申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

## 議案外

- 報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
- 報告第2号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

開会開始時間 午後1時35分

## 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第14回総会を開催いたします。  
議事に入る前に、議事録署名者に、6番 栗本委員 と 16番 關委員をご指名いたします。  
よろしくお願いいたします。  
なお、2番 竹内委員、4番 谷崎委員、5番 金西委員、10番 矢野委員、11番 江崎委員、15番 船越委員、17番 森委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

## 議長（青木会長）

それでは、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（次長）

議案書の 2 ページをお開きください。

### 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は1件、1筆です。

## 議長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号1番は、労力不足による所有権移転の申請です。  
申請地は、田 1 筆、面積 731㎡です。

譲渡人は、県外在住のため、申請地を十分管理できず困っていたところ、申請地の隣接に住んでいる譲受人に譲る話がまとまったため、このたび農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。  
なお、担当の船越委員は本日欠席ということを知っておりますが、委員からは、この件については特に問題はないということで伺っております。

以上です。

## 議長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。  
以上で、議案第1号を終了いたします。  
引き続き、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、事務局より、説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

議案書の 3 ページをご覧ください。

### 議案第2号 「農地法第4条の規定による許可申請審議について」

申請件数は1件、2筆です。

## 議長

事務局は、整理番号1番、整理番号2番の審議内容を説明してください。

## 事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、整理番号2番の転用目的は、農家住宅及び進入路でございます。

申請人は、現在、申請地の隣接地に居住し農業を営んでいます。しかし、家族が増え家が手狭になったことから、既存敷地の西隣の土地である整理番号1番と一帯で利用し、都市計画法の適合証明を受けて、農家住宅の離れを建築する計画です。また、整理番号2番については、整理番号1番の農家住宅への進入路として利用するため、このたび4条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内にある農地ですが、もともと農用地区域の定めがない農地で、白地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されま

す。  
転用を行うために必要な資力については、貸付予定者からの融資証明書、貸付予定者自身の〇〇銀行〇〇支店の残高証明書が添付されており、資金調達の見込みがあること等から、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意については、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、

賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。

また、整理番号1番については、〇〇土地改良区の管轄外であることを確認済みであり、整理番号2番については、〇〇土地改良区の意見書が添付されております。

雨水排水については、環境衛生上支障のないよう、合併処理浄化槽で処理後に水路に放流することを条件にして、既存敷地と合わせて〇〇土地改良区からの放流同意書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接地の境界部分に擁壁を新設し、隣接地へ土砂が流出しないよう留意し、周辺土地への被害防除には万全の措置を講じることです。なお万が一、何か問題が生じた場合は、転用者が責任を持って対処することです。

以上のことから、整理番号1番、整理番号2番は、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

## 議長

担当の服部委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 13番 服部委員

現地確認したところ、何も問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番、整理番号2番については、原案どおり可決相当と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

続いて、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」ですが、整理番号2番が、議案第4号「農地法第5条許可後の事業計画の変更申請について」と関連の案件でありますので、議案第3号の整理番号2番の説明の際に、議案第4号も一括して説明させていただいてよろしいでしょうか。

(※「異議なし」の声あり)

## 議長

それでは、議案第3号の整理番号2番については、議案第4号と一括して説明をお願いいたします。

それでは、事務局より、説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

議案書の 4 ページをご覧ください。

### 議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、3件、3筆です。

また、議案書の 5 ページ、

議案第4号 「農地法第5条許可後の事業計画の変更申請について」の申請件数は、1件、1筆です。

## 議長

それでは事務局は、まず議案第3号の整理番号1番の申請内容について説明してください。

## 事務局（局長）

議案第3号の整理番号1番について説明いたします。議案書4ページをお願いいたします。転用目的は、宅地（庭）でございます。

譲受人は、自宅敷地が狭いため、隣接している申請地を庭として使用したいと考え、以前の所有者である譲渡人の父から同意を得ておりました。前所有者が死亡し、このたび相続登記の完了に伴い、現所有者である譲渡人からの同意が得られたため、農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、農振除外済みです。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

当案件は造成などはせずに現況のまま使用することから、資金等の証明書は添付されておりません。

この申請地については、〇〇土地改良区に確認したところ、受益地には該当しない旨返答をいただいたとこのことで、土地所有者署名での確認書面が添付されております。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、申請地は庭として既に使用されておりますので、始末書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、コンクリートにより区画されているため、周辺への影響はないものと思われま

なお、万が一被害が生じた場合においては、転用者が責任を持って解決するとのことです。

以上のことから、議案第3号の整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

なお、担当の森委員は、本日欠席と聞いておりますが、委員からはこの件については特に問題はないということでご伺っております。

以上です。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決相当と認めます。

引き続き、事務局は整理番号2番とあわせて、議案第4号の整理番号1番の審議内容を説明してください。

## 事務局（局長）

議案第3号の整理番号2番の申請内容については、以前許可されていた事業計画を変更した内容で5条転用するとのことで、お互いに関係する内容となっておりますので、議案第4号の整理番号1番と一括して説明させていただきます。

議案書4ページと5ページをご覧ください。

申請地は、昭和56年1月31日徳島県指令農林第3068号にて5条許可がされた、住宅についての内容変更に係る申請です。

当初の転用者である譲渡人が住宅を建築する計画でありましたが、県外在住であり、年齢的にも徳島に戻るの難しいことから、擁壁設置、造成工事は完了したものの、当初の計画が実行できずにおりました。

承継者である譲受人は、退職後に、稲作を中心に母親名義の農地にて農業をしていますが、所有している農機具は親族の倉庫等に保管しており、近隣に農機具の保管場所がないか探していたところ、申請地を所有する県外在住の叔母から、当初は徳島に住居を構えるつもりで許可後贈与を受けていたが、年齢的にも徳島に戻るの難しくなったため、買い取ってくれないかという話がありました。

譲受人は申請地の隣に居住しており、擁壁が既に設置され造成もできていることから、このたび、議案第4号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請を農機具置場として提出し、所有権移転が伴うため、県の指導により、あわせて議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請も行うこととなりました。

なお、当初の計画が実行できず、長年放置していたことから、計画変更を必要とする理由を証する書面及び上申書が提出されております。

申請地は、市街化調整区域内にある農業振興地域内の農地ですが、農振除外済みです。農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇郵便局の残高証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認同等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、申請地の農地転用申請を行うに当たり、〇〇土地改良区に問い合わせたところ、申請地は現所有者が譲受人として過去に農地転用許可を申請し、既に土地改良区から除外されており、意見書交付には至らなかった旨、譲受人からの上申書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、昭和56年に贈与を受けた際に、擁壁設置、造成工事は完了しているため、整地のみを行うこととし、防草のために砂利敷きにします。取水はなく、排水は雨水のみであり、今までどおりの地下浸透となります。

なお、〇〇土地改良区からの放流同意書が添付されております。

隣接地は、自身の住宅敷地、水路、道路になりますので、特に被害が及ぶことはありません。

なお万が一、何か問題が生じた場合は、譲受人が責任を持って対処するとのことです。

以上のことから、議案第3号の整理番号2番および議案第4号の整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

## 議長

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 6番 栗本委員

担当の栗本です。

この件は申請者の本当にすぐ隣の敷地なものですから、何ら問題はないと思うのですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号2番及び議案第4号の整理番号1番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号2番および議案第4号の整理番号1番については、原案どおり可決相当と認めます。

引き続き、事務局は整理番号3番の審議内容を説明してください。

## 事務局（局長）

議案第3号の整理番号3番の申請内容について説明いたします。

転用目的は、宅地（農家の世帯分離）でございます。

使用借人は、新居を建築するに当たり、家族の人数も増え、日常のお世話や手伝いなど、家族間の協力が必要であるため、実家近くで世帯分離を考えています。

当該申請地は実家に隣接しており、お互いの行き来に便利であり、また、当該申請地のほかに宅地として使用できる適当な土地もないため、ぜひとも当該申請地で新居を建築したいと考えていたところ、使用貸人である母も同意してくれましたので、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内にある農地ですが、もともと農用地区域の定めがない農地で、白地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されません。

転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇支店の融資証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、申請地は一部宅地等として既に使用されておりますので、始末書が添付されております。

〇〇土地改良区からの意見書が添付されており、雨水排水については、環境衛生上支障のないよう浄化槽で処理後に水路に放流することを条件に、同土地改良区からの排水同意書があわせて添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、既存擁壁等を利用し、隣地への被害防除を図るため、周辺に被害を及ぼすおそれはありません。

なお万が一、何か問題が生じた場合は、転用者が責任を持って対処することです。

また、県許可までに分筆がされる予定であるため、後日地番変更にかかる関連書類が提出される予定となっておりますので、申し添えます。

以上のことから、議案第3号の整理番号3番は許可やむを得ないと考えます。

なお、担当の舩越委員は本日欠席ということを知っておりますが、委員からは、この件については特に問題はないということで伺っております。

以上です。

## 議長

ありがとうございます。



それでは、整理番号3番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番については、原案どおり可決相当と認めます。

以上で議案第3号、議案第4号を終了いたします。

引き続き、議案第5号「農用地利用集積計画案審議について」

事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

議案書の6ページをご覧ください。

### 議案第5号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、8件、10筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

7ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

なお、所有権移転（総括表）につきましては、8ページに記載されておりますので、こちらの方もあわせてご確認をお願いいたします。

以上です。

## 議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第5号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第5号については、可決と認めます。  
引き続き、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、  
事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（次長）

議案書の 9 ページをご覧ください。

### 議案第6号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

申請総数は、1件、11筆です。

## 議長

事務局は、整理番号1番から11番について、申請内容を説明してください。

## 事務局（次長）

整理番号1番から11番の申請内容について説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明書は、相続した農地に係る相続税の納税猶予を受けるために税務署へ提出する証明になります。

整理番号7番から9番は農地の一部となっておりますが、農業用施設として利用されている部分を除いた、農地として耕作されている面積のみの申請となっております。なお、農地を継続的に使用し、引き続き農業を行うと認められる場合に限り、この適格者証明を交付できるため、申請農地について、相続人が農地として耕作していることを確認しております。

なお、担当の金西委員は本日欠席ということを知っておりますが、委員からは、この件については特に問題はないということで伺っております。

以上でございます。

## 議長

ありがとうございます。それでは、整理番号1番から11番の審議に入ります。  
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第6号については、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

報告第2号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

議案外について事務局より報告をお願いします。

## 事務局（次長）

議案書の 10 ページをお開きください。

### 報告第1号『農地法第4条第1項第9号の規定による届出について』

届出件数1件、1筆です。

整理番号1番は、田で、772㎡のうち130.26㎡の、農業用倉庫としての届出となります。現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

## 事務局（次長）

議案書の 11 ページをお開きください。

### 報告第2号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

届出件数1件、1筆です。

こちらは農地整備事業に関連する案件で、農地中間管理機構に預けるため、現在の利用権設定を合意解約するものです。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、12ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

## 議長

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。  
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第14回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いたします。

総会終了 午後 2 時 0 分

議事録署名委員

6番 栗本 謙二

16番 關 藤子